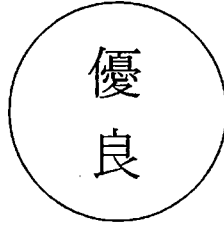




許可番号03750002613

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
氏名 エコシステムジャパン 株式会社  
代表取締役 増山 仁志  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



第14条の4第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

香川県知事 浜田 恵造

許可の年月日 平成27年8月17日  
許可の有効年月日 令和4年8月6日



## 1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 ①揮発油類、灯油類及び軽油類  
②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、  
シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)
- 廃酸 ①水素イオン濃度指数2.0以下のもの  
②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、  
1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエ  
タン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)
- 廃アルカリ ①水素イオン濃度指数12.5以上のもの  
②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、  
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロ  
ロプロパン、ベンゼン)
- 廃ポリ塩化ビフェニル等 (低濃度PCB廃棄物に限る。)  
ポリ塩化ビフェニル汚染物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)
- ばいじん 次の物質を含むことのみにより有害なもの  
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、  
ダイヤモンド類)
- 燃え殻 次の物質を含むことのみにより有害なもの  
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合  
物、ダイヤモンド類)
- 汚泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの  
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、  
シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジ  
クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロ  
パン、ベンゼン、ダイヤモンド類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有 無

市名 余白 許可番号 余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 8 月 7 日 (当初許可)

平成15年 8 月 7 日 (更新許可)

平成16年 3 月10日 (変更許可)

平成20年 9 月11日 (更新許可)

平成24年 9 月24日 (変更許可)

平成27年 8 月17日 (更新許可)

平成28年 5 月 2 日 (法人代表者の変更による書換交付)

令和 元年 9 月 3 日 (廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物の限定の変更による書換交付)

令和 3 年 4 月22日 (法人代表者の変更による書換交付)

以 下 余 白

COPY